

令和7年6月26日
世田谷保健所
感染症対策課

令和7年度带状疱疹任意予防接種事業の助成対象者変更について

令和7年度带状疱疹任意予防接種事業の助成対象者変更について、以下のとおり報告する。

1 主旨

令和5年度から、50歳以上の方の带状疱疹の発症及び重症化を予防することを目的として東京都が行ってきた特別補助事業について、令和7年度に限り、対象者を変更し、継続したことを受け、区は、都の補助事業に併せて、令和7年度带状疱疹任意予防接種の対象者を変更したうえで費用助成額を拡充した。

一方で、区の助成制度の対象者変更に伴い、不活化ワクチンについては2回接種が必要なため、年度の切り替わりで接種対象外となる事例が発生している。そのような経緯を踏まえ、区民の方のご意見や医師会からの要望も鑑み、今般助成対象者を変更する。

2 事業概要

- (1) 対象者 変更前：50歳以上65歳未満の方（定期接種対象者を除く）
変更後：50歳以上65歳未満の方（定期接種対象者を除く）及び
令和6年度中に不活化ワクチンを1回接種した方
- (2) 変更時期 令和7年7月1日
※追加となった対象者のうち、令和7年4月1日から6月30日までに
2回目を接種済みの方については、償還払いで対応する。
- (3) 予算（案） 17,985千円 ※当初予算を活用

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和7年6月26日 ホームページ更新、SNS配信
7月1日 対象者変更、償還払い受付開始、医療機関へポスター掲示
7月11日 区広報板へポスター掲示
7月15日 区のお知らせ掲載